

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	石垣市 47207
地域名 (地域内農業集落名)	中部地区 (名蔵、元名蔵、嵩田、開南)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1598.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1598.8 ha
② 田の面積	237.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1,360.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	74.6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	62.6 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考) ④及び⑤については、市全体の面積	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・パインの栽培技術が市内でも高水準であるため、栽培技術を担い手や新規就農へ伝える必要がある。
 ・農業用水のための水路が少ない。
 ・高齢者が多いため、遊休農地の増加が懸念される。
 ・農地・農道・排水施設等に関する課題、農業用水の課題・要望、農地・農業の規模、適正利用に関する課題、農地の集積・集約化に関する課題、維持管理・活性化への課題、鳥獣被害の課題、協議の場への要望、交通等、その他の課題が協議の場での意見として挙げられている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・広大な平坦地が広がる地形で、本市で最も肥沃な農用地であり、一戸当たりの経営耕地面積は最も大きい。名蔵ダムの供用開始に伴い、各ほ場へのかんがい施設整備が漸次進められ、生産性の向上が見込まれている。さとうきび、パインアップルの生産を中心に熱帯果樹、水稻など多様な品目を生産しており、今後も品質向上と安定生産体制の確立、及び合理的な土地利用を推進する。

・現状は農地の規模が小さいため、将来的には機械化等を見据えて大規模化の方向へ向かうこととする。一方、家庭経営等の小規模農家の存続についても検討していく。

・農地転用の要望等があるが、優良農地の確保を図りつつ、健全な発展と振興を視野に入れながら秩序ある地域開発の検討を行う。

・石垣市では、さとうきびは重要な基幹作物であるが、生産農家の高齢化や担い手不足による労働力低下により、栽培面積や反収の減少、植付や管理作業の遅れが課題となっている。そのため、農業用機械(ハーベスター等)を導入することで、重労働である手倒し作業の負担軽減、労働力低下の補完、収穫作業の効率化を図っていく。また、作業効率の向上による余暇時間を植付作業や肥培管理に充てることで反収を向上させ、地域全体のさとうきび増産・安定生産に取り組む必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

市及び農業委員会が連携して所有者・利用者の意向を収集し、目標地図に位置づけたものへの集積を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	0.3	%	将来の目標とする集積率	56	%
--------	-----	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

集団化されている農地は現状を維持し、分散している農地は集団化を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

- ・農地の基盤整備を行い、農業の行いやすい環境を整える。
- ・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成や地域による農業経営力向上を目指す。
- ・農地の貸し渋りがあるため、農地中間管理機構の取組みを周知し、農地の集積・集約化を推進する。

(2)農地中間管理機構の活用方法

- ・認定農業者等においては、農地中間管理機構を通じて面積拡大を図る。
- ・農地の貸し渋りがあるため、農地中間管理機構の取組みを周知し、農地の集積・集約化を推進する。

(3)基盤整備事業への取組

- ・本地区は、さとうきび、パインアップルを中心に、熱帯果樹生産の盛んな地域である。水稻、野菜、葉たばこ、花き及び肉用牛生産の複合経営が展開されている。
- ・今後は、本市で最も肥沃な土地の条件を最大活用し、農用地の集団性を考慮し、ほ場整備等生産基盤整備を基礎として、果樹、野菜、花き等の集約的な施設栽培及びさとうきび、肉用牛、水稻の土地利用型農業に対応する高性能農業機械の導入を図る。
- ・未舗装農道や老朽化の激しい農道、排水不良の側溝、土地改良等の基盤整備の未整備地域については関連事業を活用して基盤整備が進められるように検討する。
- ・農業用水を希望する地域については、農業用水施設の確保のため調査・検討に取り組む。
- ・湧水等によりほ場の営農環境の改善が必要な地域について、暗渠等の基盤整備を実施する。

- ・農業農村整備事業管理計画に示しているように、今後は国営関連事業地区の名蔵、元名蔵、嵩田、開南地域における区画整理及び畑地かんがい施設整備を推進する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

- ・農地の基盤整備を行い、農業の行いやすい環境を整える。
- ・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成や地域による農業経営力向上を目指す。
- ・地域外の担い手を増加させるために住居・宅地の拡充を図る。
- ・生産施設への取組みとしてビニールハウス等の施設に係る費用の一部助成を行う補助事業等を活用することで、農業振興を図る。
- ・新規就農者等へは、交付金を活用した新規就農支援や農機具の支援等を検討する。
- ・畜産業において牧草の刈取り補助の減少等により刈取り者が少なくなっていることから、農作業委託に関する補助事業について検討を進める。
- ・新規就農希望者の農地の確保に向けては、地域計画の策定において担い手が決まらない所有者が貸したい意向の農地等を紹介するなどして担い手の確保に努める。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

- ・農作業委託を最大限、活用して効率化を図る。
- ・畜産業において牧草の刈取り補助の減少等により刈取り者が少なくなっていることから、農作業委託に関する補助事業について検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☒	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他
【選択した上記の取組内容】									
①有害鳥獣対策の拡充を図り、園芸作物等に対する支援を強化する。 ・イノシシやキジ、クジャクの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。 ②土づくり等を通じて化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業を推進する。 ③スマート農業の技術進展に注視しながら、導入が可能な技術については試行的に取り組む。 ④石垣島と台湾を結ぶ定期航路フェリーの運航の就航等を視野に入れながら、農畜産物の輸出等を検討する。 ⑤果樹、花卉等の園芸作物の安定生産や生産拡大に取り組んでいく。 ⑦多面的機能支払交付金の補助事業を活用し、農用地、水路、農道、沈砂池、浸透池等の地域資源の適切な保全管理を行う。 ⑧生産施設への取組みとしてビニールハウス等の施設に係る費用の一部助成を行う補助事業等を活用することで、農業振興を図る。 ⑨耕種農家と畜産農家等が連携し、畜産農家が生産する良質な堆肥を農地に還元し、肥料、土づくりに利用できるように取り組んでいく。 ⑩道の駅的な機能を有する施設を整備し、市街地の人々や観光客を集客することで、地産地消を図るとともに地域コミュニティの活性化に取り組むことを検討する。また、災害時の非難所機能も併せて検討する。 ・農業者、石垣市、石垣市農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、沖縄県等の多様な主体が協議の場へ参加し、議論を進めていく。また、可能な限り地域の公民館等へ出向いて協議を行う。 ・観光客等レンタカーが農道への駐車や通行により農耕機械等の通行・作業障害が発生しているため、標識等の設置やレンタカー会社との連携を図り対策に取り組む。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者		きび	なし ha	ha	きび	なし ha	ha	2	意向確認中
認就		果樹	1.86 ha	ha	果樹	1.86 ha	ha	15	
認就		果樹	1.07 ha	ha	果樹	1.07 ha	ha	33	
認就		畜産	0.53 ha	ha	畜産	0.53 ha	ha	50	
認農		果樹	2.03 ha	ha	果樹	2.03 ha	ha	53	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	5経営体		5.486 ha	0 ha		5.486 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(一財)石垣市農業開発組合	サトウキビ植付・刈取	サトウキビ

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。